

昭和二十七年建設省令第二十三号

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第四条、第十二条第二項、第二十三条及び第二十五条第一項の規定に基き、並びに同法を実施するため、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号により作成するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二条 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、法第四条第一項に規定する登録申請者が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）とする。

（事業計画書の記載事項）

第三条 法第四条第二項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、初年度における年間の都道府県別及び主要な発注者別保証計画とする。

（事業方法書の記載事項）

第四条 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。一 責任準備金の算出方法に関する事項 二 前払金の使途の監査方法に関する事項 三 財産の利用方法に関する事項 四 法第十九条第一号から第三号までに規定する事業（以下「金融保証事業」という。）を営もうとする場合においては、同条第一号から第三号までに規定する債務の保証に関する契約（以下「金融保証契約」という。）の締結の手續に関する事項

五 金融保証事業を営もうとする場合においては、金融保証契約に係る貸付資金の使途の監査方法に関する事項（心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者）

第五条 法第六条第一項第六号（法第七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により前払金保証事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができぬ者とする。

（登録変更申請書の添付書類）

第六条 法第七条第三項に規定する国土交通省令で定める書類は、保証事業会社が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）の場合において、同号中「役員」とあるのは「第七条第三項に規定する新たに就任した役員」と読み替えるものとする。

（保証約款の記載事項）

第七条 法第十二条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。一 保証金支払の免責事由に関する事項 二 請負契約を変更する場合における措置に関する事項 三 保証契約者及び被保証者の通知義務に関する事項 四 保証金支払に関する紛争の調停人に関する事項 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項 六 法第十三条の二第一項の規定による支払を行おうとする場合においては、工事完成保証人の受益の意思表示、同項に規定する支払の額（以下「支払金」という。）の決定及び支払、支払金支払の免責事由、請負者及び工事完成保証人の通知義務、支払金支払に関する紛争の調停人並びに保証事業会社が支払金を支払った場合における代位に関する事項

七 保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項 八 保証契約に前払金保証事業に付随する事業についての特約を付して当該付随する事業を営もうとする場合においては、当該特約に関する事項（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイ

ル（専ら保証事業会社の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。一 保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。二 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

第九条 法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八条第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条 令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第十二条 法第十九条の二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。一 保証料の利率及び支払に関する事項 二 保証金の額の決定及び支払に関する事項 三 金融保証契約の解約に関する事項 四 貸付契約を変更する場合における措置に関する事項 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項 六 金融保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項（事業報告書の様式）

第十三条 法第二十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

第十四条 法第二十五条第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、その者の名称又は

氏名及び住所、保証事業会社の名称又は役員の名簿並びに請求に係る事実の概要を記載した書面を国土交通大臣に提出するものとする。

この省令は、法施行の日（昭和二十七年七月三十一日）から施行する。

附則（昭和二十九年五月二五日建設省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年六月三日建設省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月二二日建設省令第一三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二三日建設省令第一四〇号）

この省令は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第三十八号）の施行の日（同年五月二十六日）から施行する。

附則（昭和四〇年一月一六日建設省令第二二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二九日建設省令第一九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年三月三〇日建設省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月一日建設省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月二二日建設省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月一八日建設省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二七日建設省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年九月七日建設省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二年九月二五日建設省令第九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成三年六月二〇日建設省令第一一〇号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることとする。

附則（平成四年四月一日建設省令第四四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二三日建設省令第四四〇号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一〇月二〇日建設省令第二三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月一五日建設省令第二二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年三月三二日建設省令第八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令中、第一条の規定は平成十一年三月三十一日から、第二条の規定は平成十一年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号は、平成十一年三月三十一日以後に決算期の到来した事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする。

3 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号は、平成十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年一月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る事業報告書について適用することとする。

4 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。

5 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附則（平成二二年一月二〇日建設省令第四一〇号）抄
（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二三年六月八日国土交通省令第九六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二七日国土交通省令第二七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二六日国土交通省令第三六〇号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二八日国土交通省令第三七〇号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。

5 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附則（平成二二年一月二〇日建設省令第四一〇号）抄
（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二三年六月八日国土交通省令第九六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二七日国土交通省令第二七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二六日国土交通省令第三六〇号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二八日国土交通省令第三七〇号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二三日国土交通省令第六五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日国土交通省令第一七〇号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号）
（施行期日）
この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成一九年五月一四日国土交通省令第五九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九号）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月一日国土交通省令第七号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日国土交通省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表（8）は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に

関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号 株式会社（有限会社） 申請書 国土交通省 株式会社（有限会社）申請書（国土交通省様式第一号）

様式第二号（第十三条関係）

様式第二号 国土交通大臣 職務報告書 国土交通大臣 職務報告書

Table with 2 columns: 株式会社（有限会社）申請書, 国土交通大臣 職務報告書. Includes sub-headers for '株式会社（有限会社）' and '国土交通大臣'.

- 1 株式会社（有限会社）申請書は、申請書の提出を要しない。
2 国土交通大臣職務報告書は、職務報告書の提出を要しない。
3 株式会社（有限会社）申請書の提出は、申請書の提出を要しない。
4 国土交通大臣職務報告書の提出は、職務報告書の提出を要しない。

別添13

科目	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	金額	千円	金額	千円	金額	千円
現金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
受取手形	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
貸倒引当金	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
有価証券	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
固定資産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
負債	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000

別添14

科目	金額	千円
現金	1,000	1,000
受取手形	1,000	1,000
貸倒引当金	(100)	(100)
有価証券	10,000	10,000
固定資産	100,000	100,000
負債	10,000	10,000
純資産	90,000	90,000

別添15

科目	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	金額	千円	金額	千円	金額	千円
現金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
受取手形	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
貸倒引当金	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
有価証券	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
固定資産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
負債	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000

現金	1,000	1,000	1,000	1,000
受取手形	1,000	1,000	1,000	1,000
貸倒引当金	(100)	(100)	(100)	(100)
有価証券	10,000	10,000	10,000	10,000
固定資産	100,000	100,000	100,000	100,000
負債	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産	90,000	90,000	90,000	90,000

現金	1,000	1,000	1,000	1,000
受取手形	1,000	1,000	1,000	1,000
貸倒引当金	(100)	(100)	(100)	(100)
有価証券	10,000	10,000	10,000	10,000
固定資産	100,000	100,000	100,000	100,000
負債	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産	90,000	90,000	90,000	90,000

別表(7)

貸 借 対 照 表 等 算 入 算 出

内 容	貸 借 対 照 表										評 価・換算調整等				特 殊 平 均 法 算 出 額	税 務 上 の 算 入 算 出 額
	資 本 金	株 式 公 積 金	資 本 公 積 金	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等	株 主 権 益 等		
当 期 首 残 高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当 期 変 動 額																
当 期 末 残 高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当 期 利 益																
当 期 利 益 の 勘 定 簿 上 の 取 引 額																
株 主 権 益 等 の 勘 定 簿 上 の 取 引 額 (注 1)																
当 期 末 残 高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- 備考
- 株主資本等変動計算書は、一般に公益委員と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしめ、純資産の部の変動の状況を正確に把握することができるよう明細に記載すること。
 - その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することとする。この場合は、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
 - 評価・換算調整等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することとする。この場合は、評価・換算調整等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
 - 各合計欄の記載は正確なものであること。
 - 当期首残高については、会社計算規則(平成18年法律第93号)第3条第1項第9号に規定する適用(以下「適用」という。)又は同項第4号に規定する適用(以下「適用」の訂正)という。)をした場合には、当期首残高及びこれに対する変動額を記載すること。
 - 株主資本の発行の効力発生目録に資本又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、前株の発行により増加すべき資本又は資本準備金と同額の資本又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。
 - 前株の発行として、資本又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の増減の変動(資本又は資本準備金の額の減少に伴う)その他資本剰余金の増加として、資本又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - 前株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - 企業会計の取引発生目録に資本又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合には、注記により開示することとする。
 - 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘査し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 - 株主資本以外の各項目のうち、その他利益剰余金等欄については、主な変動事由及びその金額を表示する場合、当期評価の対象となるその他利益剰余金の売却又は純売却による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により開示すること。
 - 損益計算書に計上されたその他利益剰余金の売却増減等の額に純売却額を加算した後の額を表示する方法
 - 損益計算書に計上されたその他利益剰余金の売却増減等の額を表示する方法

- この場合、評価・換算調整等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示すること。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算調整等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む「評価・換算調整等」に関する税効果の額を合計する方法のいずれかによる方法により行うこともできる。
- また、繰越トランプ繰越についても同様に行うこと。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算調整等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰越税効果の繰戻可能性を考慮した税率を使用する方法がある。

別表(8)

貸 借 対 照 表

内 容	借 入 金		借 入 金		借 入 金	
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	借 入 金	借 入 金	借 入 金
1. 借入金の残高						
2. 借入金の増減						
3. 借入金の残高						

- ⑫ 次に記載する項目に区分して記載すること。ただし、重要性のないものは、記載を要しない。
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品への取組
- ⑬ 次に記載する項目に区分して記載すること。ただし、貸借手差額の総額に重要視がない場合は、記載を要しない。
 - (1) 貸借手差額の状況
 - (2) 貸借手差額の推移
- ⑭ 関連当事者との取引に関する事項を会社経営情報に関する欄に記し記載すること。
- ⑮ 次に記載する項目に区分して記載すること。
 - (1) 一時的な帰属関係
 - ① 一時的な帰属関係の発生及び関係終了
 - ② 株式会社は当事業年度又は前事業年度の末日において株式の持分又は株式の所有権を上場において、当事業年度の末日以降の日本国の株式の所有権を事実として(以下「取引に関与する事実」という)保有し、その旨を説明して記載すること。
 - (2) 当事業年度中に帰属関係に規定する配当権を行使する場合は、その旨を記載すること。
 - (3) 会社は、取引関係などの取引に基づく債権の権利行使により帰属関係からなる債権を回収する場合は、次に掲げる事項(重要視のないものは省略し)を記載すること。ただし、会社法第44条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、当該取引関係に関する事項を記載することとする。
 - ① 当該債権者に譲渡した債権、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、増減及び権利行使の履歴並びに当該取引関係に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの当該取引関係の事項
 - ② 収益を確保するための基礎となる事項
 - ③ 当該債権者及び当事業年度の当該債権の回収を妨げる事由と同一であること、当該当事業年度の推移がないこと
- ⑯ ⑮1から⑮3までに掲げる事項の状況の概要により当該取引関係に関する事項と同一であること、当該当事業年度の推移がないこと。
- ⑰ ⑮1から⑮3までに掲げる事項のほか、貸借手差額、繰上計算書及び株主貸借手差額の推移並びに当該取引関係又は債権の状況を正確に説明するために必要な事項を記載すること。

附表99

貸借手差額の推移						
項目	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額
報告書作成日	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末
前						
中						
後						
計						

附表100

貸借手差額の推移						
項目	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額
報告書作成日	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末
前						
中						
後						
計						

附表101

貸借手差額の推移					
項目	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額
報告書作成日	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末
前					
中					
後					
計					

- 備考
- 1 前項以上に前項別に開示する記載は、省略することができる。ただし、この場合においては、記載を省略した部分については、事項の欄等に前項の記載及び貸借手差額に関する記載を、記載を省略した部分については、前項、後項等に開示して、前項の記載及び貸借手差額に関する記載を、その他のものについては後項後項等の記載欄、当該前項以上に開示した前項の記載及び貸借手差額に関する記載を記載すること。
 - 2 前項後項以上に、前項の記載又は前項の記載を開示し、さらに当該前項の記載欄、後項の記載欄等に「貸借手差額の推移」の表示を記載すること。また、前項の記載欄に「貸借手差額の推移」の表示を記載すること。また、前項の記載欄に「貸借手差額の推移」の表示を記載すること。また、前項の記載欄に「貸借手差額の推移」の表示を記載すること。
 - 3 「その他」の欄には前項の欄に開示して記載すること。
 - 4 「その他」の欄には前項の欄に開示して記載すること。

附表102

貸借手差額の推移					
項目	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額
報告書作成日	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末
前					
中					
後					
計					

備考 「前項」の欄には前項の欄に開示して記載すること。

附表103

貸借手差額の推移				
項目	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額	貸借手差額
報告書作成日	前年度末	前年度末	前年度末	前年度末
前				
中				
後				
計				

備考 「前項」の欄には前項の欄に開示して記載すること。

